

復興特別委員会 報告書

令和 4 年 3 月

大船渡市議会

◎ 目 次

1	はじめに ～経緯～	3
2	特別委員会の組織	3
3	活動状況	
	(1) 委員会等の開催状況	4
	(2) 主な成果	5
4	復興完遂と持続可能なまちづくりに向けて	5
(資料編)		
	復興特別委員会設置要綱	7
	委員会の構成（正副委員長、幹事、各部会の名簿）	9

1 はじめに ～経緯～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、大船渡市では多くの人的被害のほか、住居や事業所、都市基盤施設等の物的被害など、甚大な被害を受けた。

この未曾有の被害からの早期復旧、復興を図るため、大船渡市議会では震災直後から平成 28 年 3 月まで災害復興対策特別委員会を設置し、常任委員会単位（平成 24 年 7 月以降は部会設置）や議会全体で被害状況の把握に努めたほか、復興に係る提言を取りまとめ、市長に提出するなどの取組を行った。

また、平成 28 年の改選後には、発災後 5 年余りが経過する中、さらなる復興の加速と復興の先を見据えた災害に強く、持続可能な地域社会の実現を目指す必要があるとの認識から、市議会として積極的な役割を果たすべく、復興特別委員会（以下「本特別委員会」という。）を、さらに令和 2 年の改選後にも同様に、本特別委員会を設置した。

その間、各部会において所管事務調査に取り組み、常任委員会の活動を通じて、応急仮設住宅・災害公営住宅入居者等や関係団体・市当局との意見交換、現地視察などを行い、各部会で取りまとめた復興に係る諸課題に対する対策を幹事会及び全体会で調整のうえ、市長に対して令和 3 年 3 月 2 日の最終提言を含め、延べ 12 回、493 項目に及ぶ提言書を提出するとともに、その対応状況についても、市当局から定期的に報告を受けてきたところである。

2 特別委員会の組織

本特別委員会は、東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて、総合的・個別的な調査・研究・提言等を行うため、議長を除く議員全員で構成した。

また、設置要綱を定め、委員会における調査・研究事項の情報収集や調整、議長への報告事項の調整等を行う幹事会（定数：正副委員長を含めた 5 人）を設置した。

さらに、各常任委員会の委員を構成員とする総務部会、教育福祉部会及び産業建設部会を置き、各所管事項に係る復興課題、対策等の提言事項について調査・研究活動を展開した。

3 活動状況

(1) 委員会等の開催状況

令和2年度

6月23日	全体会	・ 正副委員長の互選 ・ 閉会中の継続調査の決定について
7月1日	全体会	・ 設置要綱の制定について ・ 幹事の選任について
8月4日	幹事会	・ 今後のスケジュールについて
11月27日	全体会	・ 復興特別委員会第4次提言の対応状況について（当局説明）
12月10日	幹事会	・ 今後の取組について
12月21日	産業建設部会	・ 第1次（最終）提言について
1月7日	産業建設部会	・ 第1次（最終）提言について
1月8日	総務部会	・ 第1次（最終）提言について
1月15日	産業建設部会	・ 第1次（最終）提言について
1月22日	総務部会	・ 第1次（最終）提言について
1月26日	教育福祉部会	・ 第1次（最終）提言について
2月2日	産業建設部会	・ 第1次（最終）提言について
2月25日	全体会	・ 委員長の互選について ・ 第1次（最終）提言の取りまとめについて
3月2日	市長に対し災害復興に係る第1次（最終）提言書提出	

令和3年度

11月18日	幹事会	・ 第1次（最終）提言に係る対応状況について ・ 復興期間の最終的な検証について
12月1日	全体会	・ 第1次（最終）提言に係る対応状況について（当局説明）

(2) 主な成果

部会を中心とした調査活動を通じて、本市復興計画の進捗状況を定期的に点検、評価するとともに、被災者や関係団体、市民等の切実な声や要望の把握に努めた。

その上で、東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて取り組むべき事項をまとめ上げ、市長に対し、速やかな対応を図るよう第1次（最終）提言書を提出、提言項目は26項目に上った。

この結果、本市防災訓練での避難所運営マニュアルを活用した避難所開設訓練及び防災行政無線の個別通信機能を活用した自主防災組織との情報伝達訓練を実施したほか、岩手県警察本部において、停電時に自動で発動発電機を起動し、信号機に電力を供給する信号機電源付加装置の本市内への設置、災害の危険箇所や避難所及び避難経路等を表示した水害ハザードマップの全戸配布など、災害に備えた危機管理体制の構築施策が推進された。

また、被災世帯等に対して復興支援員による伴走型支援を実施するとともに、災害公営住宅等での見守り体制の構築やコミュニティ形成支援のほか、学校におけるスクールカウンセラー等による心のケアなど、継続的な支援が行われた。

更には、主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原工区、一般県道基石海岸線末崎～基石工区が供用開始に至ったほか、（仮称）大船渡内陸道路が岩手県の「新広域道路交通計画」に登載されるなど、交流人口の拡大や市内経済の活性化を見据えた事業や計画の着実な前進が見受けられた。

これら提言事項の実現をはじめ、復興完遂に向けた各種事業が着実に推進されるとともに、復興後の持続可能な地域社会を見据えた諸施策の進展が図られた。

本市復興計画の進捗状況に係る監視と、本特別委員会の所管事務調査に基づく提言活動及びその評価・検証等を継続的に実施したことが、これらの成果につながった礎のひとつとして位置づけられるものとする。

4 復興完遂と持続可能なまちづくりに向けて

震災から11年が経過し、商工業や水産業など生業の再生、防災集団移転促進事業による住宅再建や災害公営住宅への入居など恒久的住居の再建の完了、また、中心市街地である大船渡駅周辺地区におけるにぎわい創出及びその周辺の憩いの場整備など各種復興事業が着実に進捗している。

一方、持続可能で安心・安全な地域社会の構築と、更なる市勢発展に向けて、引き続き重要課題の解決が強く求められている。

このため、各種災害に備えた危機管理体制の更なる構築や被災跡地のなお一層の利用促進、災害公営住宅等のコミュニティ形成支援及び入居者の心身のケア、主要魚種不漁に伴う水産業界への支援をはじめとした産業の振興など、総合的かつ積極的な施策の推進を図るための調査・研究について、市議会の各常任委員会における所管事務調査として継続実施することとし、本特別委員会は本日をもって解散することとするが、市当局とともに市議会として、なお一層の取組が必要とされていることを申し述べ、本特別委員会の報告とする。

《資料編》

○復興特別委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、ふるさとの再生と魅力あるまちづくりに向けて、総合的・個別的な調査・研究・提言等を行うため、復興特別委員会（以下「委員会」という。）及びその幹事会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害復興計画に係る調査・研究・提言に関すること。
- (2) 復旧・復興の推進に係る各種事業の調査・研究・提言に関すること。
- (3) その他復興と将来のまちづくりに関する調査・研究・提言等に関すること。

2 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会における調査・研究事項の情報収集、調整に関すること。
- (2) 議長への報告事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、議長を除く全議員で構成する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 幹事会の幹事の定数は、委員会の委員長及び副委員長を含め5人とする。
- 4 委員長及び副委員長を除く幹事は、委員会において選任する。
- 5 委員会に総務、教育福祉及び産業建設の3部会を置く。
- 6 部会の調査・研究事項については、各常任委員会の所管事項とし、委員の構成についても同様とする。

(会議)

第4条 委員会及び幹事会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要の都度招集し、主宰する。

- 2 会議は、定数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議において必要があるときは、説明のため関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(職務)

第5条 委員長は、会議の事務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第6条 委員会において調査・研究をした事項は、その都度、議長に報告するものとする。

(提言)

第7条 議長は、委員会から報告された事項について、必要と認めるときは、市当局に対し提言・要望を行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

○委員会の構成

- 1 委員長 三浦 隆（令和2年6月23日～令和3年2月17日）
船野 章（令和3年2月25日～令和4年3月15日）
- 2 副委員長 今野善信（令和2年6月23日～令和4年3月15日）
- 3 幹 事 森 亨（令和2年7月1日～令和4年3月15日）
森 操（令和2年7月1日～令和4年3月15日）
小松龍一（令和2年7月1日～令和4年3月15日）
- 4 委 員（◎は部会長、○は副部会長）

(1) 総務部会

令和2年7月1日～令和4年3月15日

◎今野善信

○森 亨

船野 章、平山 仁、伊藤力也、西風雅史

(2) 教育福祉部会

令和2年7月1日～令和4年3月15日

◎森 操

○紀室若男

三浦 隆（～令和3年2月17日）、山本和義、金子正勝、菅原 実、佐藤優子

(3) 産業建設部会

令和2年7月1日～令和4年3月15日

◎小松龍一

○東 堅市

熊谷昭浩、滝田松男、船砥英久、渡辺 徹